

⑦入札心得【ヒラメ種苗の調達一般競争入札（郵便方式）】

公益財団法人 大阪府漁業振興基金

（目的）

第1条 この心得は、公益財団法人大阪府漁業振興基金（以下「基金」という。）が行うヒラメ種苗の調達の一般競争入札（郵便方式）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項を定めるものとする。

（心得等の遵守）

第2条 入札参加者は、この入札心得【ヒラメ種苗の調達一般競争入札（郵便方式）】（以下「入札心得」という。）、入札説明書及び契約書案等の各条項並びにその他関係法令等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、仕様書、入札説明書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、次の一に該当する行為を行ってはならない。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び刑法等に抵触する行為を行うこと。

（2）落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示すること。

（入札保証金）

第4条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の2に相当する金額を基金に支払わなければならない。

（入札及び契約時の使用言語等）

第5条 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨単位は、日本円とする。

（入札参加資格）

第6条 入札参加資格は、入札公告の4に掲げる。

（入札参加資格審査申請書の提出）

第7条 入札参加者は入札に際し一般競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出のうえ、当法人から入札参加資格を得なければならない。

（入札書等の提出）

第8条 前条の規定により、入札参加資格を有する者は、指定した期限までに入札書等を郵送により到着させなければならない。

2 入札価格は、消費税及び地方消費税を含まない価格とする。

3 入札書は、次の方法により提出させるものとし、それ以外の方法によることは認めない。

（1）入札参加者は、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、さらに郵送用封筒に入れ、日本郵便の一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックライト（日本郵便）のいずれかの方法により郵送しなければならない。なお、入札書等は、基金栽培事業場への直接持参は認めない。

（2）入札書は書換え、引換え又は取消しすることはできない。

4 予定価格の制限の範囲内の入札が無いときは再度の入札を次のとおり行う。

（1）入札参加者にメールにより次の事項を通知する。

ア 再度の入札を行う旨

- イ 再度の入札の入札書の提出期間
- ウ 再度の入札の開札時期
- エ 当初の入札の予定価格を超える入札金額のうち最低入札金額

(2) 再度の入札は1回とする。

(3) 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。

- ア 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者
- イ 第15条の規定により無効とされた入札をした者。
- ウ 第16条の規定により失格とされた者

(4) (1)の通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損害について、基金は一切の責めを負わない。

(入札の辞退)

第9条 入札書の郵送後においても、開札までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。

2 入札を辞退するときは、⑪入札辞退(申請取下げ)届を開札までに基金事業場に持参するか、到達期限までに届くように郵送するものとする。

(入札の中止等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、これにより入札の執行を保留・延期し、若しくは入札の執行を取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の中断及び調査の実施)

第11条 入札において、入札担当者が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。

(入札書等の不受理)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とする。

- (1) 第8条に規定する方法以外により提出された入札書
- (2) 入札説明書に示す入札書到達期限を超過して提出された入札書
- (3) 入札参加資格審査結果が「無」となった者が提出した入札書

2 前項各号において不受理とした入札書は、その理由を付して当該差出人に返却するものとする。

(開札の傍聴)

第13条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札説明書で示した開札予定時刻の10分前までに開札会場に集合し、記名押印のうえ受付を経たのち、開札を傍聴することができる。

2 入札参加者から委任を受けた者が傍聴を行う場合は、入札参加者から基金代表理事あての⑩委任状を持参するものとする。

(開札)

第14条 指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札説明書で示した日時及び場所において行うものとする。

2 開札の立会いは、入札担当者以外の基金職員が行うものとする。

(入札の無効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (3) 金額を訂正した入札書による入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 同一の入札について同一人が、2 通以上の入札書を提出した入札
- (7) 入札用封筒に業務名称、入札参加者名が記載されていない入札
- (8) その他入札に関する条件に反する入札

(落札者の決定)

第 16 条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札価格を提出した全ての入札参加者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とする。最低価格が同額の者があるときは、同額くじ抽選の方法により落札者を決定する。なお、同額くじ抽選の対象となる者が、当該入札の開札に傍聴人として参加している場合は、その者が同額くじ抽選を行い、参加していない場合は、これに代わって当該入札担当者以外の職員に同額くじ抽選を引かせることができるものとする。

(開札結果及び落札者の公表)

第 17 条 開札結果（落札者名及び入札金額並びに落札者名及び落札金額）については、基金ホームページに掲載するものとし、落札者等への通知にかえる。

(契約保証金)

第 18 条 落札者は、契約を締結するにあたり契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、直近 3 年間ににおいて、当契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績がある場合は入札保証金の納付を免除する。

(契約の締結等)

第 19 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 契約は、契約書を作成し、基金と落札者双方が契約書に記名押印しなければ、成立しないものとする。

(異議の申立)

第 20 条 入札に参加した者は、入札後において、この心得、入札説明書、契約書の各条項、仕様書等において、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。